

第

問

第1. 丙の罪責

1. 丙はB駅の待合室に置かれた甲のかばんを無断で持ち出し
てあり。窃盗罪(刑法(以下、法名省略)235条)が成立しないか。

(1) まず、甲のかばんは「他人の財物」といえるか。

たしかに、甲はかばんから財布を取り出してあり。かばんには^{A3}紙
が10枚入っている程度である。しかし、甲のかばんは2万円相当の価
値があり、かばん自体は財物性か認められる。したがって、甲のか
ばんは、「他人の財物」にあたる。

(2) 次に、「窃取」にあたるか。

問題提起 占有の意義

「窃取」とは、占有者の意思に反し、その占有を侵害し、自己または第
三者の占有に移転させることという。

本問では、甲はかばんを置いて待合室を出てあり。かばんを直接
占有していたわけではない。しかし、離れた距離は20メートルも短か
く、また自動販売機で切符を購入する2分間程度の時間しか
たっていないため、かばんは甲の手元になかったとしても、甲
の占有下にあたるという。そして、丙は、甲のかばんを奪って待合室
を出てあり。甲のかばんの占有を侵害し、自己の占有下においたといえ
る。

(3) もっとも、丙は留置施設で暮らすためのために上記行為を行っ
てあり。不法領得の意思かあるといえるか。

そうではない

この点、不法領得の意思とは、権利者を排除し、その中での
経済的用途に従って、これを利用又は処分する意思という。

本問では、留置施設に入るための手段として用いられてあり、かばん



あてはめをする

の経済的用法に従った利用又は処分といえない。そのため、丙には不正競争の意味は認められない。

(4) したがって、丙には盗竊盗罪は成立せず、不可罰である。

第2. 乙の罪責

1. 乙は甲にA社の新薬の書類を持ち出すように依頼しており、業務上横領罪(253条)の共同正犯(60条)が成立しているか。

(1) 共同正犯は、相互利用補完関係のもと、他人の犯罪と自己の犯罪とを共同して利用する場合に成立する。そのため、①共謀と、②共謀に基づき一部の者の実行行為とを要すると解する。

ア) この点、本問では、乙はA社のライバル会社の営業部長であり、新薬の書類を自社の商品開発に活用することで昇進しようと考えていた。そのため、甲から新薬の書類を持ち出すことについて、利用関係を消していたといえ、自己の犯罪として利用する意思があったといえる(正犯意思あり)。また、乙と甲とは、甲からA社から新薬の書類を持ち出すことについて合意があり、意思連絡も認められる。

したがって、共謀があるといえる(①肯定)。

イ). また、甲は新薬の書類を持ち出したときには、甲の所属の新薬開発部の部長から、財務部経理課に転じており、新薬の書類について、管理権を失っていたことから、業務上横領罪(253条)ではなく、窃盗罪(243条)が成立すると考えられる。

そのため、乙と甲は業務上横領罪の共謀をしいたところ、窃盗罪についても共謀したといえるか。共謀の射程が問題になる。

第

問

共謀の射程か及ぶかの判断は、当初の共謀か なされた目的・動機と、脱行行為の目的・動機とを比較して判断する。

この点、当初の目的・動機は、30万円を1換えて新華の書類を得ることを目的としており、脱行行為の目的・動機も同様である。したがって、当初の共謀の内容に脱行行為が含まれているといえ、共謀の射程は及ぶと解する。

(2) また、甲は、実行行為を行っており、共謀に基づき一部の者の実行行為が及ぶといえる(⑤充足)。

(3) そして、実行行為のすゝめは、錯誤にあたり、構成要件の重なり合いの範囲内で故意が認められるところ、業務上横領罪と窃盗罪は、共に財産犯であり、占有と所有権の一致を要するから、所有権の部分で重なり合っているとみる。したがって、占有権と所有権とを保護法益は一致してあらず、業務上横領罪も窃盗罪も重なり合いはみられない。

(4) したがって、両は、甲と共同無正犯が成立しない。

2、もとより、丙の「30万円を払うという発言や海外支社長にするという発言に及り、甲は犯罪への

(4) したがって、丙は甲との共同正犯は成立せず、不可罰である。

第3. 甲の罪責について。

1. 甲は新華の書類をA社の金庫から持ち出した行為について、業務上横領罪(253条)が成立しないか。

(4)ア)まず、「他人の物」というために、財産性を要するところ、新華の書類は紙であり、財産性があるといえるか。

第

問

たしかに、書類自体は A3用紙 10枚であり、10円程度の価値しかない。しかし、この書類には、A社が研究開発した新薬の製造方法が期待されており、この情報はライバル会社の乙にとって、300万円を支払ってでも手に入れる価値のある情報である。つまり、このような貴重な情報が載った書類には、300万円の価値があるといえる。したがって、財産性が認められる。

1) また、A社の新薬開発チームが作成した新薬の情報の所有権は、A社に帰属していると考えられる。~~他人~~

2) したがって、新薬の書類は「他人の物」といえる。

(2) もっとも、「自己占有」していたといえるか。←詳しく

この点、新薬の書類は、新薬開発部の金庫で保管されており、各部ごとに部屋は独立しているから、他部の者には管理権はないといえる。そして、甲は、12月3日以降は、所属換えにより、財務部経理課に所属が変わっており、後任の新薬開発部の部長に引き継ぎを行い、金庫の暗証番号も伝え終っており、甲の金庫内の物に対する管理権は失われたといえる。反対事実にも認める

したがって、「自己占有」は認められない。

1) よて、業務上横領罪は成立しない。

2) 乙は、甲が新薬の書類を持ち出した行為に窃盗罪(235条)が成立しないか。

(1) この点、また、上記の通り、新薬の書類は、「他人の財産」「他人の財物」といえる。

(2) 然し、「窃取」とは、占有者の意思に反し占有侵害により、他人の物を

第

問

1 自己の占有にあるというところ、甲は、金庫から新薬の書類を取り出し、甲の
2 かばんに入れてあり、自己の占有下にあるといえる。

3 (3) 新薬の窃取には、不法領得の意思が要求されており、その内容は、上記
4 の通りであるところ、本問では、新薬の情報を300万円の金銭と海外支
5 社長のホストのために利用しており、新薬の情報から得られる経済的利
6 益に従って利用・処分しているといえる。

7 し、したがって、不法領得の意思も認められる。

8 (4) よって、甲の行為は「窃取」にあたる。

9 (5) さらに、甲は、窃取行為について、認識・認容があり、故意も認め
10 られる。

11 (6) よって、甲に、窃盗罪が成立する。

12 3. 甲は、窃盗目的に、新薬開発部の部屋に立ち入り、建築物
13 侵入罪が成立しないか。 **順番**

14 4.1. まず、「侵入」とは、管理権者の意思に反する立ち入りということ
15 3. 新薬の製造方法という秘密性の高い情報を盗む目的での
16 立ち入りは、管理権者の ^{認識} 許さない立ち入りといえる。そのため、管理権
17 者の意思に反しているといえる。「侵入」にあたる。

18 (2) また、A社の建築物は建築物にあたる。

19 (3) し、したがって、甲に建築物侵入罪が成立する。

20 4. 甲がCのかばんを取り上げた行為について、結果としてCに傷害
21 を負わせており、強盗致傷罪(240条)が成立しないか。

22 4.1. この点、同罪が成立するためには、相手の反抗を抑圧するに足り
23 る暴行・脅迫を要するところ、かばんを引、強て取り上げる程度では、

第

問

相手の反抗を抑圧する程度とはいえない。

← 詳しく

(1) そうすると、かばんという財物に対する奪取行為であり、「窃取」にあたる(235条)。

(2) もっとも、甲は、Cが自己のかばんを盗ったと考えており、これを取り返す意図で当該行為を行っており、そのため、窃取の故意がなく、窃盗罪も成立しない。

← 論点

5. (1) 甲. 甲の行為により、Cは傷害を負っており、~~甲は暴行~~甲は、かばんの引張りという不法な有形力の行使を行っており、暴行罪(203条)が成立し、さらに^{暴行}暴行の結果として故意は不要であるため、傷害罪(204条)が成立する。

(2) もっとも、甲はかばんを取り戻すために当該行為を行っており、誤想防衛(30条2項)が成立しないか。

ア. この点、甲は、急迫不正の侵害をなにもかかわらず、これがあるものと誤信している。

← 論点

イ. 甲. 甲の行為は、財産的侵害を防ぐために、Cの身体を侵害しており、過剰な行為といえる。

← 不せ

ウ. しながら、誤想過剰防衛が成立し、有責性が阻却される。

(3) そうすると、甲の行為は故意責任の認められない行為となり、過失罪しか成立しない。そのため、過失致傷罪(209条1次)を該当する。

ア. この点、過失とは、予見可能性と前提した結果回避義務違反という。さらに、手にもっているかばんを引、張ったため、このほかにも、転倒するとは容易に予見できるところである。おれ人にけがを食わせようとは、^{背格好の同士の}一般的な義務があり、おれCを立ち止まらせること、おれんといえるから、

正確に

6. 以上の2に2刑。甲は、窃盗罪と建屋物侵入罪が成立し、これらは目的と手段の関係にあるため、牽連犯(154条1項)となり、過失致傷罪と併合(45条1項)される。

以上

第

問